

第 41 回 MOF・NGO 定期協議会議事録

◆ 日時：2009 年 4 月 10 日 15：00-18：00

◆ 会場：財務省 4 階 中 422 会議室

議題

- ・ NGO 側議題 1：ADB のセーフガード政策、エネルギー政策の改定と一般増資（GCI）について
- ・ NGO 側議題 2：カンボジア国道 1 号線改修事業について（ADB）に関わる移転住民のための生計回復プログラムについて
- ・ NGO 側議題 3：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）
- ・ NGO 側議題 4：OECD・輸出信用グループへの中国等新興国のこれまでの参加に関する評価と今後の展望について
- ・ NGO 側議題 5：CIF/SCF の PPCR（Pilot Project for Climate Resilience）の運用方法と方針について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

大臣官房：門間審議官

開発政策課：玉木補佐、中山係長

開発機関課：土井課長、高見開発企画官、三浦補佐、渡辺補佐、平澤係長、真船係長、佐々木係長、鴨志田係員、谷中係員

【NGO】

清水規子（FoE Japan）、渡辺瑛莉（FoE Japan）、柳井真結子（FoE Japan）、土井利幸（メコン・ウォッチ）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、森田明彦（セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン）、定松栄一（セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン）、高橋清貴（日本国際ボランティアセンター（JVC））、莫カレン（日本国際ボランティアセンター（JVC））、望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）、古沢広佑（JACSES）、松原和紀（JACSES）、鬼頭景子（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

議題 1 : ADB のセーフガード政策・エネルギー政策改訂と一般増資 (GCI) について

田辺 :

ADB 政策に関する状況だが、まずセーフガード政策、つまり環境政策、住民移転政策、先住民族政策が現在改訂中である。それからエネルギー政策についても改訂作業中で、2 月 24 日にこれら両政策のワーキングペーパーが理事会で議論されたと聞いている。

質問の 1 点目について、理事会での両政策に関する日本理事の発言内容を教えて頂きたい。質問の 2 点目について、いろいろな議論が理事会であったと思うが、両政策改訂の今後のスケジュールに関して決まっている範囲で教えて頂きたい。

質問の 3 点目について、セーフガード政策のワーキングペーパーは、まだ現行政策に比べるとまだまだ弱い部分があると認識している。全てを協議会で議論することは難しいが、特に重要な点を 3 点挙げさせて頂いた。1 点目は EIA 完全版が理事会前にきちんと公開されるのかどうか。2 点目は、現行政策の中では必ずしも明示的にはなっていないが、通常プロジェクトを行う上で現地においても EIA の完全版を事業者が現地でも公開することは当然行なわれるべきだと思うので、それに関してどうか。3 点目としては、カテゴリ A の場合、EIA の初期段階と EIA ドラフトができた段階でコンサルテーションを行うことが確保されているか。

質問の 4 点目で、現行の 95 年のエネルギー政策においては、石炭採掘への融資には **Captive Use** という表現を使っている。つまり、融資対象の石炭採掘事業として、近隣やその地域での石炭火力発電所での石炭利用を要件としている。ところが、今回のワーキングペーパーでは、この規定が **Substantial Use** という表現に置き換えられている。これは **Captive Use** から **Substantial Use** と定義を変更していると理解している。もしそうだとしたら、そもそも改訂の初期段階から ADB が表明している 95 年のエネルギー政策の維持ということを議論なしに変更することになると考えるわけだが、財務省の意見を願いたい。

質問の 5 点目としては、これは現在 ADB で増資の交渉が行われていると伺っていて、この中で日本政府としてどういう考えを持っているか。またこの増資交渉と平行してセーフガード政策の中で各国のカントリーシステムの活用が謳われているが、こういったことをセットで考えれば、環境社会配慮体制への負担が今後高まっていくのではないかと思っている。この体制をどう強化していくかが課題だと思うが、財務省はどう思っているかお伺いしたい。

MOF 渡辺 :

まず 1 点目のセーフガード政策とエネルギー政策に関する理事会での発言内容だが、セーフガード政策については、協議会での議論に加え、理事会の前から田辺さんとは何度か意見交換しており、我々も理事室を通じて ADB 側に伝えている。改めて理事会でどのような発言をしたかという質問だが、理事会での議論、あるいはこれまでのコンサルテーションでの議論を可能な限り反映することで、セーフガード政策の一層の改善を期待するということ、更には従来政策からの基準低下とならないようにということを改めて指摘した。具体的な内容については、環境影響評価に関する情報公開の対象やコンサルテー

ション開催時期の明確化、重要事項に関して **Policy Principle** という項目に記載すべきではないか、ということ。こういった面で改善の余地があるのではないかと理事会の場で申し上げている。環境カテゴリ A の環境影響評価の公開期間に関して、従来政策では 120 日前となっていたところを IFC などの期間に合わせて 60 日間にするという議論があったが、我々としてはこれまでのコンサルテーションでの議論や従来 120 日としていることとの関係で維持しても良いのではないかと指摘している。エネルギー政策に関しては、事前に田辺さんとはお話をさせて頂いて ADB にも伝えてあるが、石炭採掘に関する事業に対しては ADB が例外的に支援対象とする範囲が明確に示されるべきではないかと指摘している。

質問 2 点目の両政策改訂の今後のスケジュールだが、セーフガード政策に関しては、先程田辺さんからもご指摘あったように、各国あるいは各政府からそれぞれの立場を踏まえていろいろな意見があり、ADB 側としてもこうした意見をなるべく取り入れるために検討中であり、理事会の日程は現時点では示されていない。エネルギー政策については、5 月末頃を目指すと聞いているが現時点では未定。

質問 3 点目で、それぞれの項目について ADB から最終的な回答はまだ受けていない状況である。我々としては、改めて判断したいと考えている。

質問 4 点目のエネルギー政策の **Captive Use** に関してだが、ADB に確認したところでは、従来からの文言である **Captive** という主旨をもう少し明確にする目的で今回のワーキングペーパーで変更案を提示したので、今回の政策改訂において従来からのオペレーションを拡大する意図はないと聞いている。ADB 事務局としては、従来からの **Captive** との文言を維持しつつ、さらにその意味をより明確化する説明を入れることを含めて検討中と聞いている。我々としては、先ほど申し上げたが、例外的融資対象となる範囲がどこまでかがしっかり示されることが重要と考えている。

質問の 5 点目だが、ADB の一般増資についてご指摘頂いているが、ADB は過去 15 年間増資しておらず、融資余力が枯渇しつつある状況で、このままでいくと本年後半から通常オペレーションを縮小しなくてはならない状況である。また、金融危機への迅速な対応を求められる状況で、ADB にも重要な役割が期待される。ADB の増資の必要性に関しては、昨年の春以来具体的な検討が行なわれていて、ADB としては現行の資本の 200% 増、即ち 3 倍増資の提案をしている。日本としてはこれを支持する考えであり、G20 の首脳会合でも ADB の 3 倍増資について支持するという考えが示されている。

質問 5 の後段部分の ADB のセーフガード政策の体制と CSS の活用についてだが、ADB のセーフガード政策の実施体制に関しては、前回の理事会、ワーキングペーパーで示されているが、関係機関の能力開発の支援、更には人員増を含めた ADB のリソース確保といった内容を実施することが示されている。また CSS、その国のセーフガードを極力活用する制度だが、これは途上国自身のオーナーシップを高めて将来的には自立するという観点からパリ宣言でも示されていること。ADB としてもこういった流れをフォローするもの。この実施にあたって、オートマティックにある国のセーフガードを安易に使うということではなく、ADB のセーフガードに適用されるのと同様であるというチェックがなされ、必要あればギャップを埋める対策をとった上での CSS の活用が前提となる。さらに ADB 自身としては、当初は CSS の活用を少数の国に限定し、その中で途上国のキャパシティを見極めつつ、徐々に数を増やすという方針を示している。CSS の活動を先行して行っている世銀のパイロットプロジェクトがどう進

めているかを参考に進めることも示されていて、実施体制に懸念はないと考えている。また、CSS の活用を始めてから 3 年後にはレビューを行い、本当に機能しているかを確認すると示されている。

田辺：

エネルギー政策に関する日本理事のコメントの中で、支援対象を明確にするべきと発言されたとのことだが、仮に **Captive Use** のより細かい説明を加えるとすれば、その内容如何で NGO は懸念をしているので、説明を加えれば良いという話ではない。説明を加えるのであれば、NGO とちゃんと話し合って頂きたい。勝手に **Captive Use** はこういう意味だと書かれてしまうことそのものに懸念があり、説明を加えないか、もしくは説明を加えるのであればステークホルダーとの議論をして頂きたい。

それから、最後のセーフガード政策の実施体制についてだが、今回挙げさせて頂いた議論のポイントとして CSS が危ないという話ではなく、CSS の検討が進む中で、世銀が CSS を行う上でかなり負担がかかっているという評価が出ている。仮に資本の 200%増があり CSS の導入があるとすれば、ADB の中での環境社会配慮・人員体制がどれだけ拡大できるかが論点になる。ワーキングペーパーでは実際どれだけ、どの規模で人員を増やすかが見えなかった。具体的なイメージをお聞きしたい。

MOF 渡辺：

エネルギー政策について、どういう説明を加えるかは我々も ADB と議論していきたいと申し入れている。ADB が言っているのは、今回のことでオペレーションが広まらないということをしかり示したいということ。

ADB の体制のところは、増資をすることでオペレーションが広がっていくということで、CSS に限らず、ADB として体制をしかり構築していく必要があるということは、増資の議論と平行してこれまで行っている。そういう意味では、ヒューマンリソースに関しても今後のオペレーションにあたってどういうところを強化していかなければならないかの洗い出しや、それを踏まえたタイムフレーム作成を行っている。そういった中で、セーフガードあるいは CSS を含めて、ADB が体制を構築していくとされており、理事会でもプロセスだけではなくしかりオペレーションできる体制にするべきという意見は多く、我々としてもこれからもしかりみていきたい。

田辺：

CSS のためにではなく、現状のワーキングペーパーでは、現状の環境社会配慮スタッフが何人と書いてあるが、それをどれ位のレベルで強化するかが見えてこない。それはまだ具体的には分からないのか。

MOF 渡辺：

具体的には分からない。

石井：

ADB の資金調達には ADB 債と出資金の 2 つがあるが、出資金に対して ADB は毎年配当を出しているか。

MOF 渡辺：

配当という形では出してない。

MOF 門間：

実際現金として出すのは一部である。最終的に何かあったら日本が払うという証書を発行しておいて、銀行はその証書を担保にマーケットで債券を発行する。証書をもとに債券を発行していて、それが LIBOR あたりになっている。

議題 2：カンボジア国道 1 号線改修事業について（ADB）に関わる移転住民のための生計回復プログラムについて

土井：

一転して政策から個別プロジェクトの話になる。この件については、これまで何度も協議会あるいは個別で議論して来たので、細かい経緯はあまり触れない。今何が課題になっているかと言うと、ADB の融資案件の道路改修で立ち退きを受けて、当初十分に補償を貰えなかった住民の生計が回復していない、健康を害しているなどの問題がある。また大きな問題として借金が嵩んでいるという問題がある。

63 世帯が ADB のアカウンタビリティメカニズムに異議を申し立て、それに対して ADB の事務局が対応しており、そのことに対しては私たちも評価している。ADB は、借金問題の対応策として生計安定化プログラム（LSP）を提案してきた。この内容が、マイクロクレジットによる低利の貸付、職業訓練を行うことによる現金収入確保である。この 2 つによって借金を返済することだと思うが、住民は、もともと ADB の責任で起きたことなので、そこにマイクロクレジットとは言えさらに融資を行うのは理解できない、まして、この生計安定化プログラムは日本政府が ADB に持っている貧困削減基金（JFPR）からグラントで出すという提案だったので、なぜカンボジア政府に対するグラントが自分たちには低利とは言え融資なのか納得ができない、と言っている。もうひとつは 63 世帯の借金をマイクロクレジットにより決められた期間に払い終えることができるのかが明確でなく、住民としては問題を感じるということだった。住民としては、融資ではなくグラントで解決して頂きたいと伝えて来たとし、NGO としてはそれをサポートしてきた。

ADB から何回か回答を頂いた。最新の回答は、特に解決策として目立った変更は見られない、JFPR からグラントという話はなくなった、日本政府が OK をしなかったと聞いている。そういった経緯で今回質問をあげた。私たちとしては、日本政府が不十分な形で生計安定化プログラムを支援することは良いこととは考えていない。もし日本政府が JFPR の供与に同意しなかったのであれば、どういう辺りが判断の基準になったのか、どういう辺りで折り合いがつかなかったかを詳しく聞かせてほしい。

この借金問題を ADB の責任で解決しなければならないという点は、財務省も同じ考えだと理解している。財務省ないし理事長を通して、どうすれば借金問題が解決できるかを ADB と議論したと思うが、ADB の回答からは改善の跡が見られない。どういう点を ADB と議論して来たのか、どういう点で改善がなされて来たかを教えて欲しい。これが 2 点目。

3 点目としては、JFPR の話がなくなったとすれば、日本政府は今後最大の出資国という立場からこの問題解決に努めていくことになると思うが、具体的にどう働きかけをするのかを聞かせて頂きたい。

生計回復プログラムは、63 世帯だけではなく融資対象区間全体、さらに日本政府の無償資金協力で行われている区間も対象にするという話であった。今回 JFPR のグラントが実現しなかったこの段階でも、63 世帯以外の住民も対象となっているのか、重大な変更があったのか、という辺りを聞かせて頂きたい。

MOF 渡辺：

質問の 1 点目について、財務省として JFPR を供与しないということを正式に決定したわけではない。これまで協議会でも話しているが、ADB に伝えていることは、まず、JFPR の資金をカンボジア政府が本来行うべき住民への補償に充当するのであれば認められないということ。また、メコン・ウォッチも指摘されている点だが、現在提示されている内容では本質的に問題が解決されないのではないかとの疑問があるということ。この 2 つが解決されない限り JFPR を供与することはできないとこれまでも言ってきているし、前回協議会の後も改めて ADB に伝えている。

質問 2 の問題解決の有効性について、我々自身でこれを行えば解決するというものはないが、ADB に対してはカンボジア政府あるいは被影響住民の方々と、どういう解決策があるのかをしっかりと話すべきということを引き続き言っていく。

質問 3 について、こういった議論を ADB としている中で ADB のカンボジア事務所からのレターが出されたと理解。レター発出の経緯等詳細については承知していないが、LSP の内容のリデザインについても言及されている。これまで提案されていた内容の LSP に加えて新しいコンポーネントということだと思うが、実際にどういった内容のものは、きいていない。また、レターの中に、NGO、シビルソサエティを含めて協議会のようなものを行い、意見を集約していきたいということも書いてある。我々としては、そういったところで有効な解決策が提案されることを強く期待している。

質問 4 の 63 世帯以外の住民も対象になるかという質問だが、現在 63 世帯以外を含めるか、63 世帯にするかは ADB で検討していると承知している。

土井：

先程も言ったが、条件をクリアできなければ JFPR を承認できないというお立場は正しいと思う。条件の 2 点目のデザイン的に解決しないのではないかという辺りを具体的に聞かせて欲しい。こういう風にしたら JFPR を出す、というものはないのか。

MOF 門間：

私どもが考えている点は、補償が十分だったのか、誰がやるべきだったのか、それはカンボジア政府なのだろう。それをきちんとやらないで日本政府から税金でと言われても認められない。補償問題は補償問題で解決した上で、住民の生計手段をどうしていくかについては支援する余地は十分ある。対象が広がっても構わない。補償自体に出すのはなかなか難しい。

土井：

基本的な認識として、この債務問題は補償問題の一環として発生したという認識なのか。

MOF 門間：

詳細はわからないが、本協議会や直接メコン・ウォッチから話を聞いた範囲内では、補償が問題であると認識している。

土井：

ごもっともだと思うが、先程の話だと 2 点懸念があって、カンボジア政府が本来やるべき補償、債務問題の解決も含めて、なされない内は認められないということ、もう 1 つはデザインということだった。開発プロジェクトとしてみた場合も、このデザインでは問題が解決できないという認識を持っているのかと思ったが、デザインについてはいかがか。

MOF 門間：

そこは、それ自体がダメだと言ったわけではない。

土井：

端的に言えば、マイクロクレジットが最貧困層の債務問題の解決にうまくいかないというわけではないということか。

MOF 門間：

アプリアリーにそう判断したわけではない。マイクロクレジットで成功した事例も承知しているので、そこはケースバイケースである。

MOF 渡辺：

今回のレターでも、63 世帯の 80%の方が満足しているとのことだが、残りの 20%の方が満足できないと考えているとすると、本件 JFPR を我々が承認すれば問題が解決されるのかやはり疑問。

土井：

JFPR の問題として考えた場合、そのような判断になると思うが、ADB の問題として考えてみた場合、最大出資国政府としての立場となると、質問 3 ということになるが、今後どうするのか。

MOF 渡辺：

ADB が LSP をどうリデザインするのか、引き続き見ていかなければならない。

土井：

ADB に回答を求めるべきことかもしれないが、ひょっとしてこれがリデザインかと思うのは、ADB の回答の中に、ジェンダーの配慮についての回答があったので、この辺りを捉えて ADB がリデザインと考えているのかという気がする。協議会については、カンボジアのレジデント・ミッション（駐在事務所）が 3 月末あたりからカンボジアの NGO と一緒にラウンドテーブルを行う計画があった。これは、

一般的なことについて NGO と ADB の現地事務所が議論する場で、必ずしもこの問題ではない。逆に言うと、わざわざマニラから NGO センターのコーディネーターを呼ぶ金があれば、きちんとこの問題を解決して欲しい。

MOF 門間：

私自身直接、ADB を担当しているわけではないが、私自身関心を持っているので見ていきたい。

土井：

ぜひお願いする。最後に情報提供も含めて、2 点お伝えしておきたい。ひとつは住民の窮状が悪化しているということ。最新の情報としては、債権者が 63 世帯のひとつの世帯を訴えた。4 月 7 日に住民が地元の裁判所に呼ばれ、裁判所に自分たちの言い分を説明するという場があった。カンボジアの裁判の手続きは詳しく分からないので、どう進むのか分からないが、かなり象徴的なことではある。裁判の結果がどうなるかわからないが、住民としては裁判所に呼ばれることだけでもトラウマになる。ADB の融資案件で立ち退かされて、十分補償がもらえなくて、借金をして、最終的に訴えられるというのは、ADB が弱いものいじめをしているようであまりよろしくない。住民としては追い込まれている。住民と議論することは原則として大切だが、住民としては待てない状況が来ていて、自分たちが思っていることを ADB と議論する状況はどんどん難しくなっている。そういう状況で住民が満足しているから解決と判断しても将来的に問題になることは目に見えている。できるだけ早く良い形で解決されることをお願いしたい。

もう 1 つは、カンボジア駐在事務所の対応だが、細かい議論ができないと感じている。例えば、住民が平均で 600 ドル借金があり、金利が月 10% で、月々の収入が 40 ドルから 50 ドルで、これを返済するにはこういうシナリオでできる、という仕組みの議論がもう少しあっても良いのではないか。今のところ責任論で、ADB の責任だから ADB の責任で解決しなければ、というのも重要だが、住民としても今出ている生計安定化プログラムについて、住民の借金はこれくらいだから、こうやってもうまくいかないうから LSP はだめだ、ということを指摘しているつもりではいる。しかし、カンボジアの駐在事務所は、住民の借金を調査しても借金を多めに言うのでこの数字は信用できない、と自分たちが調査したことすら認めようとしない。これではなかなか具体的な議論が進まない。それも議論が停滞しているひとつの理由かと思う。

議題 3：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）

田辺：

ネパールの西セティ水力発電事業は、ネパールの西部のダム建設事業としてインドに売電する事業で、ADB がこの事業に対して民間セクター融資と政治的リスク保証、公共セクター融資を検討している段階である。何度かこの協議会で議論させて頂いているが、前回の協議会で ADB の現地調査が十分ではないというような議論をした。その後、3 月中旬に ADB が現地調査を行い、個別にも ADB の実際に調査に行った方からお話を聞いたが、この協議会である程度きちんと話を聞いて議論したいと思い、今回もまた議題に出させて頂いている。

質問の1点目は、水没地への訪問に際して、現地でデモが行われ、コンサルテーションでも特に補償の問題についてかなり厳しい懸念が挙げられていたと聞いている。この問題をこれからどういうふう
ADBとして解決していこうと思っているかをお聞きしたい。

2点目に関しては、この事業では水没地から1万人以上が南部のタライ平原に移転することが計画されているが、タライにもともとそこに住んでいる方や畑で農業労働者として従事している方にきちんと知らされていないし、まだ実際にどの移転地であるという点がクリアになっていない段階である。タライでも受け入れや補償に関して懸念があるという状況で、この問題でどう対応するのかということ。

3点目は、断片的にはいろいろADBからは伺ってはいるが、今回ADBが現地を訪問して多くの被影響住民の方々に直接話を聞いてきた中で、ADBの説明責任として、現地の人、現地のNGOに記録を公開すべきだと思うし、私どもとしても記録を公開して頂きたいと思っている。その点に関して財務省としてどう考えるか。

4点目は、EIAのネパール語での情報公開で、サマリー版はネパール語で情報公開されているようだが、現地の住民からは、これまでEIA完全版をネパール語に翻訳して欲しいということを繰り返し要求している。EIAの完全版が公開されれば、すべて情報公開の問題が解決するかどうかと言うとそうではないが、EIAの中でも、非常に重要なサマリーには書いていない例えば川と森の生物データなどを公開した上で議論することが望ましいと考える。この点に関してどのようにお考えか。

5点目に関しては、ADBの担当者から頂いたレターにタライで先住民族に影響があり **Indigenous People Development Framework** を準備中であるという回答を頂いている。この先住民族政策上のカテゴリがこの事業のウェブサイト上で具体的には記載されていないが、その理由を教えてください。それから、カテゴリAの場合は融資前にIPDFではなくて、きちんとしたIPDPのドラフトを作成・公開することが先住民族政策上定められているので、IPDFができたから良いということではないと思うが、この点に関してどのように考えるか。

MOF 渡辺：

質問の1点目の水没地を含めた現地ミッションだが、今回ADBの現地訪問では、非常に多くの住民と対話を行ったと聞いている。現地ミッションには第三者的な立場でセイブ・ザ・チルドレンから2名が、見たままをしっかりと報告するというを事前に確認した上で参加している。今回の現地ミッションの結果につきADBから報告を受けているところでは、プロジェクトに対する現地の方々の姿勢としては幅広い支持が確認されている、一方で、現地住民の方々にとって関心の高いのはプロジェクトの補償の内容であるとのこと。補償の内容については、今後、現地住民、プロジェクト会社、ネパール政府との間で協議が進められるとADB側から聞いている。冒頭で田辺さんにご指摘頂いた通り、これまでNGO協議会で本件について議論させて頂いている中で、一番問題だったのはNGOの方々が現地で得られた情報とADBが実際プロジェクト会社から聞いている事実関係がかなり食い違っていることではないかというのが我々の認識であり、その点をADB側にもこれまで指摘してきたところ、現地に同行して現状についての共通の認識を得るため、ADBからNGOと同行したいとの申し出を行ったが、最終的には、WAFEDから一部のみ同行頂いたが、JACSESには同行頂けなかったと聞いており、非常に残念。

質問の2点目だが、移転を受け入れるタライ平原での先住民族については、タライ平原でのタルー族を中心とした団体との対話においてはプロジェクトそのものに対する支持は得られたということだった。ただ、歴史的に虐げられた経緯等もあってか、必ずしも山岳部からの住民移転の受け入れについて快く思っていないとも聞いている。ADBとしては、それを踏まえて、山岳部から平原への移転を本当に実行するのか、山岳部の中での移転で対応できないのかということも現地で議論があったので、そういった対策も含めて検討すると聞いている。

質問3点目の現地ミッションの詳細記録公開だが、一義的にはADBの中でそういった文書は公開していないという現状ではあるが、ADBとして、具体的にどういう対応ができるか確認していると聞いている。

質問4点目の情報公開に関して、ADB情報公開政策においては理事会審議の120日前までにEIAの要約版がウェブに公開されることになっていて、要望があればフルバージョンが公開されることになっている。ADBとしては、それを踏まえ、EIAのサマリーと移転計画書をネパール語に翻訳して公開することだったが、移転計画書については現在ネパール語への翻訳作業を進めて近々公開されるという状況と聞いている。田辺さんからご指摘のあったネパール語でのフルでのEIAの公開についてだが、ADBから聞いているところ、今回の訪問で明らかになったところだと、識字率があまり高くなく、そういった意味で今回のプロジェクトの影響がしっかり伝わっていないのではないかという問題点を聞いている。非影響住民の方々がどういった情報を求めているか、どういった形であればしっかり伝わるのかが一番重要なポイントと考える。

質問の5点目のIndigenous People Development Frameworkあるいはカテゴリーの関係だが、ADBに確認したところ、先住民族のカテゴリーについては、現時点では内部では検討段階にあるが、カテゴリーAになる可能性が高いと聞いている。また、ADBの先住民族政策及びOMにおいては、カテゴリーAの案件の場合には、移転予定地が具体的に決定されていない場合、その時点ではIPDP、フレームワークの作成が要件になっている。移転予定地が最終的に決定される時点で、プロジェクト会社からADBに対してIPDP、プランが提出されることが要件になっていると理解している。

田辺：

今の報告で、タライにおいても水没地においても幅広い支持があったということだが、幅広い支持と一言で括ってしまうのはものすごく危険だ。補償については今後検討するという報告があったが、補償の内容について大きく変化する。補償如何によっては動きたくないという方が多いと私は理解している。だから幅広い支持があると理解し補償については今後も検討する、という話で進めてしまうことは危険があるのではないかと、ADBから直接話を聞いて思ったし、今のご報告を受けて思った。だからこそ、誰がどう言ったかの記録を公開すべきで、印象でどうだった、こうだったと議論してもあまり意味のある議論にならないのかなと思う。なので、NGOも参加し、調査そのものがそもそも公開で行われているので、記録を公開して頂くよう日本政府からも働きかけて頂きたい。もし、仮に住民にとって公開されるとまずいことがあれば取り除いて頂いた上で、基本的には公開されるべきだと理解している。

5 点目の IPDP の話だが、確かに民間セクターでは融資前に IPDF といった対応をとることも可能だと読み取れるが、この事業は、民間セクターと公的セクター両方の融資になっているので、そういった意味で融資前に IPDF のみで良いのかは疑問である。それから、1 万人くらい移転するという中でその影響の内容などをきちんと調べずに、そもそもこの融資を行って良いのか。先住民族がこれだけ影響を受ける可能性がある案件がフレームワークだけで良いかという問題がある。その点はどうか。

MoF 渡辺：

記録の公開についてはどういった対応ができるか確認する。民間セクターであれば IPDP というところだが、マニュアルを見たところ、特に使い分けられていない。

田辺：

ADB の担当者が来られた時に、直接やりとりをして、そこで今のような話をしたら民間セクターであればこうなのだというようなやりとりがあった。

MoF 渡辺：

影響を十分調べずに、というところだが、先住民族の方々への影響があるところで対応、対策するのは、おそらく移転地が決まらなとなかなか決められないので、それ以外のところはしっかり枠組みを決めていく対応していくとの理解。

田辺：

そうではなく、移転地を決めないで ADB が融資を決定するのかということ、移転地が決まっていない段階で本当に影響がどうかが見えないわけだから。

MoF 渡辺：

影響をしっかり特定できないような状況のまま融資するという事はないと理解している。

田辺：

そうであれば、やはり IPDP をきちんと作ってから融資決定すべき。土地が決まれば IPDP が作れるわけだから。

MoF 渡辺：

今後どういう進め方をするのかは改めて確認したい。

田辺：

あと 1 点、識字率が低いから EIA を翻訳しなくて良いというのは納得がいかない。もちろん文字を読めない人はいるが、私が現地を訪問してももちろん文字を読める方もたくさんいて、ネパール語の EIA を作らない理由にならないと思う。

MoF 渡辺：

識字率が低いので作らなくても良いということではなく、しっかり伝わるようにしていかなければなら

ないということ。

石井：

多目的ダムで灌漑を作って住民に裨益するのか。このダムを作って工業を興すわけでもない。単にインドに売電するためのものである。ネパールの外貨収入になるかもしれないが、住民にとっては何の利益もない。ただ移転だけがあるという問題だ。そういう意味では一番感心できないと思う。農業労働者といっても色々ある。例えば、農園で働いて賃金収入なのか、単なる農業労働者なのか、それがはっきりしない。先住民は共同体経営をやっている、これは一種の原始共産的な組織だ。これは田辺さんに対する質問になってしまうかもしれないが、ここでの農業労働者というのはどういう意味合いなのか。

田辺：

借地で、自分の土地ではないところで労働しているということだ。

石井：

借地農なりに自作農ではあって、地代は払っているということか。

田辺：

地代は払っていないが、そこは経緯が長くなるので。

定松：

先程、渡辺さんからご紹介あったように、今回 ADB が 3 月中旬実施したサイトヴィジットにセイブ・ザ・チルドレンから私どもの日本人駐在員 1 名と現地のネパール人スタッフ 1 名が第三者的な立場で同行したので、質問というより補足、コメントしたいと思う。まず、そもそもなぜセイブ・ザ・チルドレンが本件に関わることになったかと言うと、私どもの事務局長の渋谷がセイブ・ザ・チルドレンの事務局長になる前にニューヨークのユニセフにいた。その時に現在 ADB のマニラ事務所でこの件を担当している荻野さんと仕事上の付き合いがあったようである。今回 JACSES さんから NGO 定期協議の場でもこの件が取り上げられて財務省からも ADB に対していろいろな質問が出たということで、ついでには第三者的な形でサイトヴィジットに入ってもらえる NGO がないかということで照会があり、承諾したという経緯がある。ただ、その際に私どもから ADB には、主旨は分かったので参加するが、あくまでも事実に基づいて報告すると、必ずしも ADB に有利な情報ばかりを報告するわけではないと、事実に基づいて不利な状況が出てきてもそれはそのまま財務省に同行する場合にも報告するという条件を呑んで頂いた上で担当したという経緯がある。

あまり詳しい話をすることは時間的な制約もあるので避けたいが、補足をするのであれば、先程田辺さんの質問と渡辺さんからの回答の中で住民、特に水没地の住民でプロジェクトに対して広範な支持が得られているという報告が ADB からあったという点だが、プロジェクトを積極的に歓迎しているというよりもこの案件の話が出てかれこれ 10 年くらい経っている。その間、この案件が始まるのか始まらないのか、いつ始まるのか分からない、ということになっている。しかし、そこが水没予定地になっていることは決まっている。そうすると、ネパール政府からのいろいろな開発支援が入らない、要するにどうせ水没するのだから投資をしても仕方ないということで、開発政策の優先順位から落とされてしまう。

なので、そういう状況であればとにかくさっさと始めてほしい、イエスかノーかはっきりさせてほしい、ということでの支持ということだ。水没するのであれば、きちんと補償交渉してくれば自分達としては出ていくことにはやぶさかではないという姿勢ということが、ADB が言っている上での広範な支持ということのもう少し正確な意味合いだというふうに解説する必要があるかと思う。

先程、この件のサイトヴィジットで ADB が行く時に JACSES 或いは WAFED の代表の方にも参加してほしいという打診をして、いろいろな都合があって JACSES には参加いただけなくて、WAFED の方には一部参加して頂いたということだったが、第三者的な立場で今回立ってみて、もう少し双方が対話の席に付こうという姿勢が必要だと思う。JACSES というよりも、WAFED に対してというところがあるのだが、お互いに対して割と猜疑心を抱いている事に関しては、どちらもどちらかなという部分が正直なところある。ADB もかなり WAFED に対して最初から彼らはどうせ反対するのだからみたいなところでなかなか積極的に対話の席に呼ぼうとしないという傾向があり、私たちもそんなことを言っているといつまで経っても対話は始まらないからと説得し、WAFED にサイトヴィジットへの同行を打診した。その結果、WAFED が日程の一部に同行はしたが、現地の空港に着いたら姿をくらましてしまって再度現れたときにはデモ隊を引き連れて会場に現れた。WAFED の方はもちろん反対意見を表明している住民の代表をしているという立場があるのだろうが、折角調査に同行してお互い同じものを見て現地の住民とヒアリングをしようというときに、WAFED の方がそういう態度をとられたということは正直なところ残念ではあった。だから、その辺はお互いにもう少しフェアな形で対応しようという姿勢を見せてほしいと思った。

それから、私たちが見たところでは、この案件の最大の問題は質問の 2 番だと思う。というのは、現在ネパールは 10 年間に及ぶ内戦が終わって新しい国づくり、新しい憲法をつくろうとしている。その中で、ネパールは王制から共和制に変わったわけだが、共和制の仕組みの中で連邦制の導入を検討するというので、西セティ水力発電所の移転先になっている平野部ではタルーと呼ばれている先住民族の自治州にしようという動きがある。タルーと呼ばれる先住民族は、実は 1950 年代以降のネパールの丘陵部からの移住政策の中で丘陵地帯から移住してきた人たちに土地を取り上げられて農奴化するというプロセスを経た人たちだ。その問題は 2000 年に一種の奴隷解放という形のネパール政府の宣言が出されて一応自由という意味では解決しているが、まだ土地を得られていない人たちがたくさんいる。そういう人達がいるところに、さらにそういったかつては敵対関係にあった丘陵部から人を移住させるということは先住民族の立場からすると非常に受け入れがたい部分があると思う。なので、この案件は事業地と移転先住民という関係において歴史的な経緯もあり、政治的にセンシティブな問題なのでかなり慎重に取り扱う必要があると思うと ADB の方にも申し上げた。

議題 4 : OECD・輸出信用グループへの中国等新興国のこれまでの参加に関する評価と今後の展望について

清水 :

前回の協議会では、これまで円借款の供与を検討していたサンロケ多目的ダムの灌漑部門に中国輸銀が参入して日本が撤退したという事実を踏まえ、中国輸銀の環境社会配慮政策について財務省あるいは日本政府の取り組みについて議論した。その際に派生した議論として、OECD の輸出信用グループ (ECG)

ではここ数年間、中国を含めた新興国を招聘し議論していると聞いているがどう評価しているかと質問したところ、担当が違うということで今回改めて質問させて頂いたというのが経緯。

質問の1点目は輸出信用グループに新興国が招聘されて2、3年になると思うが、これまでどのような意見交換が行われてきたか。2点目は、意見交換を通じ、財務省としてどのような成果があったと考えているか。3点目は、意見交換を通じて、財務省として今後目指している展望は何か。具体的には新興国がOECDの枠組みの中で取り組むのが難しければ、外に置いて新興国の環境社会配慮政策も含めルールを作ることを考えているか。

4点目は4月に行われたG20の議論と関連する。G20の最後の声明文にもあったが、IMFと世界銀行については、発言権と代表の改革をすることが決定している。それ自体は結構で進めて良いと思うが、環境社会配慮政策をフォローしているNGOからすると心配なのは、新興国がOECDよりも緩やかな情報公開、環境社会配慮政策を持っていること。その場合、先程のサンロケのようにバイの関係では、レベルプレイングフィールドが確立されていないことが言える。これがマルチの中でドナーとして新興国が入って来ると、マルチにおけるセーフガード政策、情報公開政策の引き下げに影響するのではないかという点を懸念した。マルチで議論することで新興国のゆるい基準をOECDの基準に引き上げられるような議論をして欲しいと思っている。財務省はどうお考えか。

MOF 玉木：

まず1点目だが、輸出信用については各国が一定のルールに基づいて行うことが重要で、ECGで一定のルールを定めている。最近、ECGの非メンバー国においても、輸出信用の活動が活発になって来ていて、そういう状況において、これらの国においても国際ルールを尊重していくことが必要だと思っている。日本だけではなく、他のメンバー国もそうだが、そういった国をオブザーバーとして参加させてECGの取り組みを理解させると共に情報共有を図ることで、メンバー国と非メンバー国の相互理解を促進するよう対応している。

次に2点目のどのような評価かという点だが、中国については2007年8月にJBICが中国輸銀と北京で環境に関するセミナーを開催したことからも、環境への取り組みについても重視してきているのではないかと考えている。またECGの中においても、環境について専門家レベルの環境実務者会合というのがあって非メンバー国を招待して、彼らの環境レビューの検討や情報共有などを図っており、環境コモンアプローチの理解等を求めている。

次に3点目だが、輸出信用の活動が特に活発化している非メンバー国においても国際ルールを尊重し透明性を向上させることが重要だと、日本も含めて各ECGメンバー国も考えている。引き続き非メンバー国に対してもECGで定めている一定のルールを理解させて彼らを取り込んでいくことが必要だと考えている。

MOF 三浦：

質問4の投票権・発言権改革について経緯を紹介したい。2002年の国連開発資金会議においてIMF、世銀の意思決定において途上国の発言権を向上させるよう要請を受けた。2008年3月にIMFの出資額

(クォータ)の改革について合意がなされ、2008年4月のIMF・世界銀行の合同開発委員会で改革の議論が開始された。その後10月の合同開発委員会で、基本票の倍増、アフリカを代表している理事の増員等について合意された。投票権改革についても、議論が進められている。ご質問のあった投票権改革の結果、新興国の投票権のシェアは上昇するだろうが、ただちに支配的な発言権を有することにはなれないと考えている。日本政府としては、発言権改革の議論の中で、世界経済の占める地位だけでなく、IDA等の開発援助への資金貢献を考慮することが重要と申し上げている。つまり発言権という権利を与えられる新興国に対して、国際的な開発援助の秩序に対しても責任を果たしていくべきだと考えている。

清水：

非メンバー国を巻き込む必要性について、メンバー国、非メンバー国で共有され、メンバー国でどのような環境社会配慮政策を持っているか、OECDの実務者会合に出ることによって実務のレベル、政策のレベルでどのようなことが行われているかも情報共有されている、また、さらにJBICのセミナーも含め二国間のレベルでは成果を上げているというお答えだったと思う。こういう議論がさかんになって数年経つが、そろそろ情報共有、国別に作ることを超えて、非OECD加盟国も含めた形で、ルールづくり、制度作りを考えても良い時期なのではないかと思う。情報共有ができて、必要性について納得しているのであれば、そろそろさらに前進した議論があっても良いと思うがいかがか。G20の件に関しては、発言権を持つことが責任を伴うという点はその通りだと思うので、今後とも活発に発言して欲しい。

MOF 玉木：

情報共有だけを目的にしているわけではない。例えば、環境コモンアプローチというルールを定めて、一定のルールに基づいて行っているので、非メンバー国にもその遵守求めていくという姿勢で臨んでいる。非メンバー国が輸出信用を行うにあたっての環境審査プロセスが、ECGのルールよりも低いのではないかという懸念は私も持っていて、仮に不適切な環境審査が行われているとすれば、レベルプレイングフィールドや競争条件の観点からも問題だと思っている。一方で、非メンバー国も一定のルールや透明性を重視して取り組むことが、国際的信頼を得るために必要ではないかと考えており、引き続き意見交換もしくは議論を進めていく。

清水：

率直に聞きたいが、OECDの非メンバー国に関することを質問していることが、もしかしたら筋違いかと思う。むしろこういう話はG20であるとか、そういったところで話し合われてこそ、取り組みが可能かと思ったが、その点いかがか。

MOF 門間：

いろいろなところでやっている。正直言って簡単ではない。彼らはパリクラブに入ったらどういうことになるか、十分にわかっている。どうやって入ってもらうか。世界的に色んな形でこれからは全ての国がそういうことに関係していく必要があるのだということ、もはやそういう時代だということを、強制はできないので、皆がいろいろな場で動いて働きかけることしかできない。

石井：

メキシコは1994年だったと思うがOECDに加盟した。私どもの関連から言うと外国公務員に対する贈

収賄禁止条約で、確か非加盟国の数カ国が批准している。今までは OECD に入ることが先進国の仲間入りすることだった。確かメキシコはまだ ODA を受けていて、被援助国という立場も持っている。国際金融機関の発言権は出資額に比例するか。

MOF 土井：

その通りである。

高橋：

今回 G20 で不安定な国際金融の状況が途上国の人々に与える影響について議論されたと思うが、そのことについてお聞きしたい。いま最終コミュニケのコピーが手元にある。その中の第 26 項目に国際金融がもたらす影響の「Human Dimension」を憂慮し、持続可能性について考えていかなければいけないという趣旨の事が書かれている。つまり、これからはもっと人間的な側面に注目して、国際金融を含む社会システムを考えなければいけないという風に読めるのだが、それについて財務省はどのようにお考えか。その意味で、セーフガードなどを積極的にやっていくのか。

MOF 門間：

そのこと自体がすぐにセーフガードについても、強化すべきということになっているかどうか疑問。

高橋：

一般論として、規制の強化を考えているか。

MOF 門間：

必ずしもそれは明確でない。

田辺：

新興国の発言権が強まることによってセーフガードへの影響がどうかについて、これは将来の話ではなく、ADB のセーフガード政策で今起こっていることなのではないか。日本としては現状維持を求めているにもかかわらず、新興国側で下げたいという動きがあるからこそ、それを多数決で決められないからこそ、これだけ議論を呼んでいるというのが現状ではないかと思う。

MOF 三浦：

セーフガードポリシーの運営指針があるが、今後投票権改革の結果、新興国の投票権のシェアは上昇するだろうが、そこに直ちに新興国が支配的な発言権を有することにはならないのではないか。

田辺：

世銀がセーフガード政策の改訂の議論をしていないので、世銀で今すぐにどうこうという話ではない。一般的な話として、まさにこのことは ADB で起こっていることで、新興国の発言権を強めることはセーフガード政策に議論を呼ぶことになるのではないか。

MOF 土井：

世銀、IMF では、全体として借入国の発言権を高めていこうということになっている。全体として新興国の発言権を強めようということなので、当然、環境社会配慮についても発言権が強まる。しかし、例えば米州開発銀行で言えば、借入国が過半数の投票権を持っているが、セーフガードポリシーの質が他機関と比べて劣後しているかと言えばそういうことでもない。しっかりした議論をすることで開発金融機関としての各種のスタンダードは維持できると考える。ただし、当然のことながら、途上国側の発言権を強めるということは、彼らが求めることが何であれ、より反映されやすくなるということは一般的には言える。

議題 5 : CIF/SCF の PPCR (Pilot Project for Climate Resilience) の運用方法と方針について

森田 :

まず、これまでの背景、経緯をご説明させて頂くと、これまで何回かあった NGO・財務省定期協議会の中で、私自身は、いわゆる途上国における適応対策の中でサステイナブルなファンディングメカニズムをどうやって作るかが一番の関心である。その関連の中で、去年 9 月からセイブ・ザ・チルドレンでお仕事を手伝うことになったが、たまたまセイブ・ザ・チルドレンでも主に途上国に対する自然災害に取り組むようになっていて、今年の春に気候変動及び Disaster Risk Reduction に対する戦略ペーパーが出来上がったというのが、今、全体的な流れにある。その中で、私自身は途上国におけるレスキューオペレーションを続けていく上で、サステイナブルなファンディングメカニズムが非常に重要だ、という発言をずっと続けてきたが、そういう中で世銀の CIF についても注意喚起していて、これに対してどうやって取り組んだら良いかが今議論として上がってきた。だから、セイブ・ザ・チルドレンアライнсとしてこれに対してどう取り組むのか、まだはっきりしていなくて、この質問の中にも書いたが、セイブ・ザ・チルドレンは非常に分権的な組織なので、ある国のセイブ・ザ・チルドレンは比較的クリティカルに見ていることもある。有効に活用していくべきという考えでみているところもあるので、今議論が進んでいる中で私がセイブ・ザ・チルドレンの中での議論を進めていく上で、参考に質問させて頂きたい。ということ、最初に述べておきたい。

CIF は、昨年の 6 月の洞爺湖サミットの前に日英米のイニシアチブによって出来たと理解しているが、その後様々な南の NGO の関係者に批判等も受けて、ガバナンスのスキームについては色々の変更を加えられて昨年の 11 月に、今日取り上げさせて頂いた Climate Investment Fund の中の Strategic Climate Fund についてのガバナンスフレームワークが完成したと理解している。今回それについて質問させて頂こうと思っているが、第一に Climate Investment Fund が世界銀行内に設置されたが、このガバナンスフレームワークを見ていくと他の Multinational な開発銀行もいろいろな形で参加することが書いているが、具体的にどう関わるのか、特にインプリメンテーションのステージで、実際に融資するとか特定の案件を選定するときに、我々はアジア開発銀行に一番関心があるが、それ以外の国際開発金融機関というのは世銀との関係でどういう役割を実際果たすのかが 1 点目の質問である。

2 点目は、セーフガード政策は CIF に適応されるのか。

3 点目は、非常にロジスティカルな話なのだが、CIF の中の Clean Technology Fund と Strategic Climate Fund の中の Forest Investment Program について NGO のオブザーバー参加のご案内が先月

か 2 月くらいに来たと思うが、ワシントンで行われるとのことなので、物理的にも財政的にも日本の NGO が関わっていくのは難しい。非常に関心を持っているので、ロジスティカルにここを改善するような方策が考えられるのか、あるいはこれはもうすでにフィックスされたモダリティなので我々が自腹でワシントンに行く以外は参加する余地がないのか、現時点での意見を聞かせて頂きたい。

4 点目は、今回の質問の眼目だが、**Strategic Climate Fund** の一部として設立された **Pilot Project for Climate Resilience** は途上国における自然災害対策とかそれに類するようなものについての **Pilot Program** に対してお金が出ていくと理解しているが、この資金を獲得したいと考える国は **Country Investment Strategy** を作成して、この承認委員会、**Subcommittee** に提出しなければならないと定められているが、これを作成する際に当該国の市民社会組織と意見交換しなければならないと書いてある。この下の英語で書いてある通りだが、実際に当該国の市民社会組織に意見を聞くことはどのような形で行われているのか、あるいはこれに類する具体的なガイドラインがあるのかをお聞きしたい。

MOF 高見：

質問の 1 点目に、**MDBs** がどういう役割を果たすのかが、これ自体は世界銀行の中に設置されているが、実際のオペレーションは簡単にいくものではなく、世銀であり、アジアではアジア開発銀行、**MDBs** のプロジェクトと一緒にあってプロジェクトとして一部として行われる。従って、最初に国別に計画するというのは世銀とその地域を担当している **MDBs** が共同でミッションを行い、現地政府とのコンサルテーションにステークホルダーも参加するというプロセスになる。あとは計画の下で個別のプロジェクト、これは世銀のプロジェクトであったり **ADB** のプロジェクトであったりするが、**CIF** の資金が活用される。

2 点目のセーフガード政策について、実際には世銀や各 **MDBs** のセーフガード政策が適用される。

3 点目のご質問のオブザーバー参加については **CIF**、その下のそれぞれのプログラムごとに委員会が作られ、**NGO** や民間の代表のオブザーバー参加を広めていくことになる。実際にどういう選定基準で参加する **NGO** を選定するかは **NGO** で考えることになっている。我々もこの質問を頂いて事務局に照会したが、残念ながら回答をもらっていないので、後日回答をしたいと思う。お話にあった通り途上国の **NGO** については資金を負担するが、先進国の **NGO** については残念ながら自己負担でということになっており、1 月のコミッティで発言すれば良かったが、こういう意見が出ていることは伝えている。

4 点目のご質問だが、実際にプロジェクトを受け入れる側において市民社会組織については、先程申し上げた通り幅広い **NGO** に参加頂き、意見を出してもらおう。ただ進め方全般について詳細は今後検討されていく。

森田：

この 3 点目のところで、オブザーバーの選出の本質方法について **NGO** に任されているという話だったが、まだ実際どういうプロセスか分からないということで、どの範囲までこのような機会が周知されているかが心配である。日本でいくと、適応の問題に関する関心を持っている **NGO** は限られていて、ましてや資金メカニズムについてはなおさら。途上国の方で非常に深刻な問題であることは事実で、最も

途上国の人々の意見を反映するような形でオブザーバーに入るのが必要。例えばイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本とまったくばらばらに投げられていて限られた所から代表が選ばれているが、このプログラムの公平さはどう確保されるのか、お話を聞いて思ったところだ。

清水：

ご説明の中で実際のプロジェクトは世銀あるいは他の MDBs の事業と一体的に行うというご説明であったが、これは協調融資、つまり CIF と他 MDBs の通常のプロジェクトで協調融資をするという意味なのか、上流の政策の部分は CIF のお金で行うが実際のプロジェクトでは CIF はお金は出さず個々の MDBs が支援するのか、もう少し教えて頂きたい。

MOF 高見：

プロジェクトに CIF のお金が上乗せされる。案件準備段階で CIF だけで使われることもあるが、個々のプロジェクトについては通常の MDBs の融資に上乗せという形で使用される。NGO の参加について、1月の委員会は IUCN から提案が持ち込まれて、いろいろな意見があったが、最終的に決まっていない。